

第18回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和6年2月19日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

第 18 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和6年2月19日(月曜日)

午前9時20分開議

午前9時40分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出追号議案(第80号)について
- 2 本日の議事次第について
- 3 熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定について
- 7 熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程の制定について
- 8 蒲島知事への記念品贈呈について
- 9 その他

出席委員(11人)

委員長 高野 洋 介
委員 前川 收
委員 藤川 隆 夫
委員 城下 広 作
委員 松田 三 郎
委員 吉永 和 世
委員 池田 和 貴
委員 溝口 幸 治
委員 坂田 孝 志
委員 西 聖 一
委員 山口 裕

欠席委員(1人)

副委員長 増 永 慎一郎

議長 渕 上 陽 一

委員外議員(1人)

副議長 内 野 幸 喜

執行部出席者

総務部長 平 井 宏 英
総務部政策審議監 下 山 薫
首席審議員兼人事課長 磯 谷 重 和
財政課長 臼 井 洋 介
審議員兼財政課課長補佐 森 亮 子
審議員兼財政課課長補佐 塚 本 健

事務局職員出席者

議会事務局長 波 村 多 門
議会事務局次長
兼総務課長 村 田 竜 二
議事課長 富 田 博 英
政務調査課長 大 濱 順 和
審議員兼総務課課長補佐 帆 足 朋 和
審議員兼議事課課長補佐 濱 田 浩 史
審議員
兼政務調査課課長補佐 板 橋 徳 明
総務課課長補佐 濱 治 優 一
議事課課長補佐 楨 原 俊 郎
議事課課長補佐 岡 部 康 夫
議事課主幹 太 田 弘 巳

午前9時20分開議

○高野洋介委員長 ただいまから第18回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題に入ります前に、本日の一般質問の3人目の質問者として予定されておりました自由民主党の増永議員から、体調不良ということで欠席届が提出されております。

会議規則第51条第5項の規定により、通告した者が欠席したときは、発言の通告は、その効力を失うこととなりますので、本日は午前の質問者の2人ということになりますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、この件については、議事日程の変更はありません。

次に、議題1、知事提出追号議案について、総務部長から説明をお願いいたします。

○平井総務部長 本日提出させていただきます人事案件につきまして、その内容を御説明いたします。

お手元の定例会議案(条例等関係追号1)ということで御覧ください。

1ページです。

第80号議案は、収用委員会予備委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございます。

内容は、2人の予備委員のうち、福山武彦氏が令和6年3月23日に任期満了となりますので、金子徳政氏を新たに任命することについて提案を行うものでございます。

金子氏は、本県の会計管理者を最後に退職されております。土木部の政策審議監や監理課長等の経験をお持ちでございます。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、知事提出追号議案につきましては、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、本日の議事次第について、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○波村議会事務局長 それでは、次第の議題2を御覧ください。

開議の後、一般質問がございます。

先ほど説明があったように、増永議員から欠席届が提出されておりますので、本日の一

般質問は、午前のみとなり、杉蔭議員、城戸議員の順でございます。

次に、第1号から第79号までの議案等に対する質疑がございます。

なお、質疑の通告はございません。

次に、第1号から第79号までの委員会付託がございます。

次に、追号の知事提出議案第80号の上程がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、本日の議事次第につきましては、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局次長から説明をお願いいたします。

○村田議会事務局次長 それでは、熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

資料2-1の2ページを御覧ください。

地方自治法の新旧対照表でございます。

これまで、政務活動費の交付を受けた会派または議員は、収入及び支出の報告書を議長に提出することとなっておりますところ、この4月1日に施行されます改正地方自治法により、政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面または電磁的記録をもって議長に報告することとなり、電磁的記録による報告の

方法も条例に規定する必要が生じたことから条例の一部を改正する条例の制定を御提案させていただくものでございます。

資料2-1の1ページにお戻りください。

電磁的記録による報告の方法として、電子情報処理組織を使用する方法により、これまでの収支報告書と同様の様式に収支の状況を入力していただいた電子データと領収書等の証拠書類の内容を電子データ化したものを提出していただくこととし、県の電子申請システムを活用して、議員の御自宅や事務所のパソコン等から議長に提出できるようにさせていただきたいと考えております。

なお、収支の状況の報告は電磁的記録で、証拠書類は紙による写しでというように、電子データと紙が混在いたしますと、一体としての保存が困難になるため、収支の状況の報告を電磁的記録により行われる場合は、証拠書類についても、その内容を電磁的記録にしたものを提出していただく方法のみにさせていただきたいと考えております。

資料2-2の条例案と新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表により御説明させていただきます。

現在の政務活動費の交付に関する条例には、書面である収支報告書を提出していただく方法のみが規定されておりましたので、これに加えて、電磁的記録による報告の場合には、電子情報処理組織を使用する方法により提出していただくことを規定するとともに、収支報告書の提出を前提として規定されていた条項を収支報告書、収支の状況を記録した電磁的記録のいずれの報告の方法にも対応できる条項に整備する改正を盛り込んでおります。

この条例の施行期日は、改正地方自治法の施行日と同じ令和6年4月1日を予定しております。

なお、政務活動費の交付に関する条例に関

しましては、これまで議員提出議案として提出されておりますことから、今回の一部改正条例につきましても、議員提出議案として提出していただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、この条例改正は、議員提出議案として議長宛て提出することとし、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてお諮りいたします。

それでは、議事課長から説明をお願いいたします。

○富田議事課長 それでは、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

全国都道府県議会議長会における標準会議規則の改正を踏まえ、第106条の携帯品に係る改正について、2ページの2の制定改廃の趣旨のとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく必要かつ合理的な配慮を行う等の必要があるため、改正案を

御提案するものでございます。

3、内容につきましては、障害者への合理的配慮の観点から「つえ」を削除し、社会情勢に照らした文言調整として、「外とう、襟巻」を現代用語に改めるものですが、改正方法としましては、3ページの新旧対照表のとおりでございます。

次に、2ページの4、施行期日については、令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、会議規則に関しましては、これまで委員会提出議案として提出されていることから、今回の一部改正規則につきましても、議会運営委員会による委員会提出議案として提出していただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、熊本県議会議規則の一部を改正する規則の制定については、資料3のとおり、議会運営委員会として提案することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、この規則改正については、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名をもって議長宛てに提出し、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局次長から説明をお願い

いたします。

○村田議会事務局次長 それでは、熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

資料4-1を御覧ください。

本会議の一般傍聴の申込みをオンラインでできるようにするため、傍聴規則の一部改正を御提案するものでございます。

本会議の一般傍聴につきましては、これまで、議会棟に来ていただき申込みをしていただいておりますが、これに加えて、オンラインでの申込みもできるようにするもので、県の電子申請システムを活用することにより、一般傍聴をしようとする方がパソコンやスマートフォンで申込みができるようにいたします。

具体的には、これまでの一般傍聴の実績を踏まえまして、オンラインによる事前申込みと本会議当日の来庁による申込みに傍聴席数を振り分けて実施したいと考えております。

今回の本会議一般傍聴の申込手続のオンライン化に伴いまして、傍聴をしようとする方に傍聴券を交付するとなっております熊本県議会傍聴規則の一部を改正する必要があります。

資料4-2を御覧ください。

傍聴規則の一部を改正する規則の案と新旧対照表でございます。

新旧対照表で御説明いたします。

全国議長会による傍聴の申込みのオンライン化を前提とする標準傍聴規則の改正を参考といたしまして、会議を傍聴しようとする方からの電子申請システムによる申込み、すなわちその御本人の承諾を得た上で、一般傍聴券に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するとし、その行為を一般傍聴券を交付したものとみなすこととする規定を第9条の2として加えることとしております。

また、一般傍聴券への住所、氏名等の記入を規定する第6条及び傍聴券の返還を規定する第9条を適用しないこととしております。

あわせて、会議規則で改正を提案させていただいております内容、「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改めるという内容を傍聴規則の改正でも入れさせていただいております。

この規則の施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

なお、傍聴規則は、議長が定める規則でございますので、今回の一部改正規則につきましても、本日お諮りした上で、議長の御決裁をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題6、熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定について、議事課長から説明をお願いいたします。

○富田議事課長 それでは、熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定について御説明をいたします。

資料5-1を御覧ください。

先ほどの本会議の一般傍聴の申込みと同様に、委員会の傍聴の申込みにつきましても、住民の利便性向上の措置として、従来の書面による申込みに加えまして、県の電子申請システムを活用し申込みができるようにするも

のでございます。

なお、今回の委員会傍聴の申込手続のオンライン化に当たっては、委員会傍聴取扱要領の一部を改正する必要があります。

資料5-2を御覧ください。

改正の内容は、1ページの新旧対照表のとおり、第4条に、電子申請システムによる委員会傍聴申込みが可能となるよう、全国都道府県議会議長会の標準会議規則等の規定を参考に第2項を追加するとともに、4ページのとおり、同項の追加により必要となる規定を新たに定めることとしております。

また、今回の改正に合わせて、要領中改正が必要と思われる事項について、改正案を御提案しております。

まず、1ページの第5条の傍聴人の決定及び通知の手続につきましては、委員会当日の傍聴証の交付をもって、申込者への許可決定の通知に代えている現状に合わせて、今回、申込者に通知する旨の文言を削るという改正案を御提案するものでございます。

次に、2ページ及び3ページの第8条第4号及び様式第2号の傍聴人の守るべき事項につきましては、今回、会議規則及び傍聴規則におきまして、「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」という文言に改める案を御提案しておりますので、同様の改正案を御提案するものでございます。

改正の内容は以上3点でございますが、この改正案等の施行期日は、1ページの附則のとおり、令和6年4月1日からと考えております。

今回の一部改正要領につきましては、本日お諮りした上で、議長の御決裁をいただきたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題7、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程の制定についてお諮りいたします

それでは、議会事務局次長から説明をお願いいたします。

○村田議会事務局次長 それでは、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程の制定について御説明いたします。

資料6-1の1ページを御覧ください。

資料左側のとおり、これまで、地方自治法第92条の2の地方公共団体の議会の議員の兼業禁止規定により、個人事業主である議員が当該普通地方公共団体に対する請負をすることは全面的に禁止されておりましたが、議員の成り手不足解消、議会への多様な人材の参画の観点から、全国議長会において、令和5年の統一地方選挙前に請負に関する規制の緩和のための法改正をするよう要望がされておりましたところ、令和5年3月1日に施行されました改正地方自治法及び同法施行令により、請負の定義が明確化されるとともに、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が300万円を超えない議員が請負に関する規制の対象から除外されました。

2ページ目を御覧ください。

この議員個人による請負に関する規制の緩和に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、請負をする者である議員が、一定の事項を議長に報告し、その報告の内容を議長が公表するなど、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であるとの

総務大臣の地方自治法に基づく技術的助言が発出されております。

全国議長会からも議長が定める規程の例が示され、九州各県でも、福岡県と本県以外では、既に議員による請負の状況の報告と公表の制度が創設されているところがございます。本県議会でも、議長が定める規程を制定し、議員による請負の状況の報告及び公表の制度を創設してはいかかかと考えましたので、御提案させていただくものでございます。

資料6-2が御提案をさせていただく請負の状況の公表等に関する規程の案ですが、全国議長会から示された規程例では、その年度における議員の請負の状況を翌年度の6月末までに議長に報告することとなっておりますが、県に対する請負をされる議員が、その年度において支払いを受けた請負の対価の総額が300万円を超えることがないように、事務局において適宜注意喚起を行うことが望ましいと考えましたので、請負の対価の支払いを受けた都度報告をしていただくこととしております。

この規程の施行日は、2月定例会中の議長による御決裁を受けた日と考えておりました。今年度の4月1日以降に対価の支払いを受けた請負から適用することとしてはいかかかと考えておりますが、経過措置として、施行日の前日までに対価の支払いを受けた請負の報告をする必要がある場合は、令和6年6月30日までに報告すればよいこととする経過措置を設けております。

この規程案につきましては、本日お諮りした上で、議長の御決裁をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題8、蒲島知事への記念品贈呈についてお諮りいたします。

議長から発言の申出がっておりますので、よろしく願いをいたします。

○淵上陽一議長 蒲島知事におかれましては、4月15日をもって御退任されます。

そこで、知事のこれまでの御功績をたたえ、感謝の意を表すため、熊本県議会議員団から記念品を贈呈してはいかがかと考えております。

日時は、今定例会閉会日の3月4日月曜日の本会議終了後、場所は本会議場で、贈呈品は、知事の意向を踏まえ、ノートパソコンにしたいと考えており、機種を選定につきましては、私に御一任願いたいと思います。

なお、3月4日は目録の贈呈といたしたいと考えております。

各議員におかれましては、御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 ただいま議長から、知事への記念品贈呈について御説明いただきましたが、質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、蒲島知事への記念品贈呈については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題9、その他に入りますが、委員

の皆様から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、閉会日の3月4日月曜日に開催いたします。

時間は、午前9時10分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますよう、よろしく願いいたします。

これをもちまして、第18回議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長